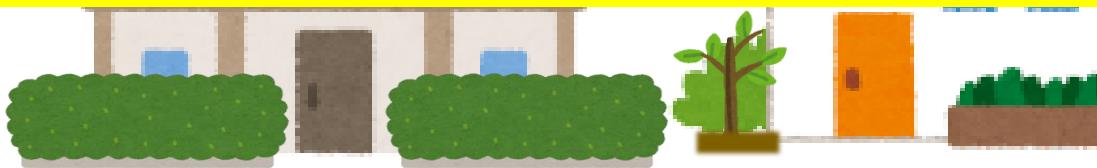


# 生垣緑化・沿道緑化助成金交付



令和4年9月より、  
沿道緑化制度が  
加わりました！



豊中市では、都市のみどりや地域の身近なみどりの創出やみどりを活かした安全で快適な暮らしの実現をめざして、住宅地または事業所用地などで生垣を設置する場合や、外部から眺望できる場所に植樹する場合、その費用の一部を助成しています。樹木は、まちの景観美化やCO<sub>2</sub>削減などの効果があり、また、地震などの災害にも強いいため、安全で安心なまちづくりに大きく寄与します。

## 助成の対象者

本市の区域内において、次の基準に該当する生垣の設置もしくは植樹をする、その土地に居住または事業を営む者。ただし、国・地方公共団体等公的機関及び宅地建物の分譲を業とする者は除く。

## 助成の対象となる基準(下記のそれぞれの要件を全て満たすこと)

| 種 別             | 要 件  | 助 成 率    | 助成額                    |
|-----------------|--|----------|------------------------|
| ① 生垣緑化          | <ul style="list-style-type: none"><li>・延長が2m以上</li><li>・1mあたり3本程度</li><li>・高さ、原則1m以上</li><li>・柵等の併設可(透過率70%以上)</li></ul> | 設置費用の5/4 | 生垣と沿道緑化を併せて、最高限度額は10万円 |
| ② 沿道緑化<br>(独立木) | <ul style="list-style-type: none"><li>・接道部から概ね2m以内の遮へい物のない場所への植樹</li><li>・高さ原則1m以上</li></ul>                             | 設置費用の2/1 |                        |

### ①②共通の基準

- ・住宅用地または事業所用地等の民有地の道路に面する部分で、外部から容易に眺望できること
- ・5年以上保存し、育成管理できるもの
- ・設置にかかる費用のみ、既存の構造物の撤去費用等は含まない。

\* 設置する前に  
お申込み  
ください！



## 申込方法

設置する前に、申込書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて、公園みどり推進課までご提出ください。

\* 詳しくは、豊中市ホームページをご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

## 【お問い合わせ・お申込み】

豊中市 環境部 公園みどり推進課 緑化自然環境係

〒560-0022 豊中市北桜塚1-3-1 豊中市公園管理事務所(大門公園内)

TEL 06-6843-4141 FAX 06-6845-5813

メール [kouen@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kouen@city.toyonaka.osaka.jp)